

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方向け)支給申請書

「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方向け)支給要領」に基づく、新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方向け)の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

厚生労働省雇用環境・均等局長 殿

申請日										令和		年		月		日				
申請者	(フリガナ)				住所	(ー)														
	氏名					都 道 府 県				市 区 町 村										
	生年月日		昭 平 年 月 日																	
					電話番号															
子ども	(フリガナ)				小学校等名称															
	氏名				小学校等の休業等期間		①		令和 4 年 月 日 から		令和 4 年 月 日 まで									
	生年月日		平 令 年 月 日				②		令和 4 年 月 日 から		令和 4 年 月 日 まで									
	子との続柄																			
振込希望金融機関	(フリガナ)				(フリガナ)															
	金融機関名・支店名				支店		口座名義(申請者本人名義)													
	銀行等(ゆうちょ銀行以外)		金融機関コード		支店コード		口座番号		(普通・当座)※いずれかに○を付けてください											
	ゆうちょ銀行		記号番号		(総合)				ー											

確認の上、必ずチェックしてください。↓

承諾	1. 私は、「雇用保険被保険者」、「労働者を使用する事業主」又は「公務員」ではありません。										☐
	2. 私は、「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方向け)支給要領」の内容を理解し、本支給要領に従うことについて、承諾します。										☐
	3. 支給申請書及び別表に記載されている内容について事実と相違ありません。										☐
必ず提出する書類	①子どもが同居する世帯全員が記載されている住民票記載事項証明書(原本)を添付している。										☐
	②小学校等の臨時休業が講じられた日又は期間が分かる書類等を添付している。 例:学校だより、小学校等のホームページやメール、連絡帳、市町村の広報誌等										☐
	③発注者と締結した業務委託契約等の分かる書類等を添付している。 例:契約書、発注者と申請者双方のやり取りで契約内容が分かる電子メール等 契約書等がない場合は、発注者と申請者の連名により作成した「業務委託契約等契約申立書」(様式第3号)										☐
	④次の内容が、③の業務委託契約等の分かる書類に記載されている。 → ◇契約締結日 ◇発注者名(会社名) ◇申請者名 ◇業務内容 ◇就業(予定)場所 ◇就業(予定)日又は期間 ◇報酬										☐
	⑤申請者本人名義の通帳又はキャッシュカードの写しを添付している。 注:申請者氏名、銀行名(支店名)、口座番号が分かるページ・面の写し ※令和3年8月1日以降の期間について、既に本支援金を受給したことがある場合、支給決定通知書に記載の支給決定番号を以下に記載すれば、通帳又はキャッシュカードの写しは省略できます。 【直近の支給決定番号は 雇均発_____第____号】										☐

該当する場合、チェックしてください。↓

必要に応じて提出する書類	・申請者と子どもが別居している(住民票の同一世帯にない)場合は次の書類を添付している。 → <u>保護者(別居)申立書(様式第2号)</u> 及び <u>戸籍謄本の写し等</u>										☐
	・コロナウイルスに感染した又は感染したおそれのある子ども等の世話をした場合は、小学校等が登校をしないことを認めたことが分かる等の書類を添付している。 例:小学校等からのメール、連絡帳、医師の診断書や薬の領収書、申立書等										☐

過去において本支援金を申請し、同一日について既に支給又は不支給決定がなされた日については、再度の申請はできないことにご注意ください。

私は、令和4年3月1日から同年3月31日までの間に小学校等の休業日、あるいは、小学校等が登校等しないことを認めた日のうち、次の日について、子どもの世話を行うため、発注者との業務委託契約等に基づく仕事を取りやめました。

【3月】

日付	3月1日	3月2日	3月3日	3月4日	3月5日	3月6日	3月7日	3月8日	3月9日	3月10日	3月11日	3月12日
小学校等休業日												
仕事を取りやめた日												
支給対象日												

日付	3月13日	3月14日	3月15日	3月16日	3月17日	3月18日	3月19日	3月20日	3月21日	3月22日	3月23日	3月24日
小学校等休業日												
仕事を取りやめた日												
支給対象日												

日付	3月25日	3月26日	3月27日	3月28日	3月29日	3月30日	3月31日	3月の支給対象日(数)
小学校等休業日								日 … (A)
仕事を取りやめた日								
支給対象日								

支給対象日(数)

【Aの合計日(数)】

日

上記の支給対象期間において、緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置の区域に住所を有している。

はい

いいえ

※支給対象期間: 申請のあった支給対象日の最初の日から最後の日までの間

支給申請額 (1)か(2)どちらかのみ記入	(1) 上記が「はい」の場合	日 × 7,500 円 =	円
	(2) 上記「いいえ」の場合	日 × 4,500 円 =	円

【春休み期間記入欄】

小学校等の春休み期間

令和 4 年 月 日 から
令和 4 年 月 日 まで

※ 夏休み期間、冬休み期間、土曜日・日曜日・祝日など小学校等が元々休みの日については、以下の子どもの世話をした場合にのみ支援金の支給対象となります。

小学校等に通う子どもであって、以下のア～ウのいずれかに該当し、小学校等が登校等をしないことを認めた子ども

- ア コロナウイルス感染症に感染した子ども
- イ コロナウイルス感染症に感染したおそれのある子ども
(発熱等の風邪症状のある子ども、コロナウイルス感染者との濃厚接触者である子ども)
- ウ 医療的ケアが日常的に必要な子ども、コロナウイルス感染症に感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども

(記入要領へ続く)

【記入要領】

本申請書の記入に当たっては、「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方向け)支給要領」を必ずご確認の上、日本語・アラビア数字で記入をお願いします。なお、記入にあたっては、黒色又は青色のボールペンでお願いいたします。

1 申請者欄

- ① 業務委託契約等でお仕事をされている雇用保険の被保険者・労働者を使用する事業主及び公務員以外の方で、新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業となった児童や新型コロナウイルス感染症に感染した児童、医療的ケアが日常的に必要な児童等の世話をするために、業務委託契約等の契約解除してお仕事を休まれた親等が申請することができます。
- ② 「氏名」、「住所」は住民票記載事項証明書に記載されているものを記入してください。
- ③ 「子ども」欄に記載したお子様が同居する世帯全員が記載されている住民票記載事項証明書(発行日から3ヶ月以内。マイナンバー不要。)の原本を提出してください(申請者全員)。
- ④ 申請者と「子ども」欄に記入したお子様が別居している場合は、別添様式第2号「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方向け)保護者(別居)申立書」を作成の上、申請者とお子様の関係性が分かる戸籍謄本の写し等の市役所等が発行した証拠書類と併せて追加提出願います。
- ⑤ 「子ども」欄に記入したお子様との続柄を証明する市役所等の公的機関が発行した証拠書類が添付されていない場合は、支給対象者の要件の該当有無が判断できないため、申請できません。

2 子ども

- ① コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業となった児童や新型コロナウイルス感染症に感染した又は感染した恐れのある児童、医療的ケアが日常的に必要な児童等、世話をを行ったお子様について、記入してください。
- ② 世話をを行ったお子様が複数おられる場合は、小学校等に通っておられる対象となるお子様1名を記入してください。ただし、障がいをお持ちのお子様がおられる場合は、小学校等に通っておられる障がいをお持ちのお子様を優先して、記入してください。なお、障がいをお持ちのお子様には、身体障害者手帳等の障害者手帳をお持ちでないお子様も含まれます。
- ③ 「子との続柄」は、「申請者」欄に記入された方と記入いただいたお子様との続柄を記入してください。
- ④ 「小学校等の休業等の期間」は、学校だよりや学校のホームページなどで確認できるコロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等となった期間を「①」欄に記載してください。
また、コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等が延長となった場合やお子様が複数の小学校等に通われており、①の期間以外の期間もコロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等となっている場合は、「②」欄も記載してください。

3 振込希望金融機関

- ① 支援金の支給は、申請者の指定する金融機関への振込により行います。
- ② 金融機関は、ゆうちょ銀行とそれ以外の銀行等のいずれかを記入願います。ただし、じぶん銀行、大和ネクスト銀行、GMOあおぞらネット銀行及びセブン銀行は指定できません。
- ③ 記入いただいた口座について、金融機関名、口座番号及び口座名義が確認できるキャッシュカードや通帳等の写しを添付してください(申請者全員)。ただし、令和3年8月1日以降の仕事を取りやめた日について同支援金を受給したことがある場合、直近の支給決定通知書に記載されている支給決定番号を記載すれば、添付を省略できます。

4 承諾

- ① 「1. 私は、「雇用保険被保険者」、「労働者を使用する事業主」又は「公務員」ではありません。」、「2. 私は、「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方向け)支給要領」の内容を理解し、本支給要領に従うことについて、承諾します。」、「3. 支給申請書及び別表に記載されている内容について事実と相違ありません。」にそれぞれ該当するか確認し、該当する場合にチェックしてください。いずれか1つでもチェックがない場合、本支給要領に基づく支援金は支給しません。
- ② 「必ず提出する書類」の①～⑤を全て準備し、全てにチェックしてから申請書及び別表に同書類を添付して申請してください。
- ③ 「必要に応じて提出する書類」は、各項目に該当する場合は記載の書類を準備し、チェックしてから申請書及び別表に同書類を添付して申請してください。

5 小学校等休業日

- ① 上記「子ども」の「小学校等の休業等期間」に記入いただいた期間のうち、夏休み期間、冬休み期間、土曜日・日曜日・祝日など小学校等が元々休みの日を除いた日に「○」を記入してください。
- ② 上記①のほか、仕事を取りやめてコロナウイルス感染症に感染したお子様等の世話をを行った日は「●」を記入してください。
- ③ 学校だよりや学校のホームページなど、小学校等の臨時休業等の日(期間)が確認できる資料を添付してください(申請者全員)。
- ④ お子様が、発熱等の風邪症状が見られる、コロナウイルス感染者と濃厚接触した、又は医療的ケアが日常的に必要な等で、臨時休業等の日以外の日で小学校等を休まっている場合は、小学校等からの登校自粛要請や承諾を受けている連絡帳等の証拠書類を提出願います。
- ⑤ 臨時休業措置が講じられている期間又は日について、上記③又は④の証拠書類で確認できない場合は、その日については、支給対象日として認定できません。

6 仕事を取りやめた日

- ① コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業となった児童やコロナウイルス感染症に感染した児童等の世話をするために、業務委託契約等に基づく仕事を取りやめた日に「○」を記入してください。
- ② 発注者と締結した業務委託契約書又は発注者・支援対象者双方の契約内容が分かる電子メール等の写しを添付してください。ただし、契約の締結日、発注者の名称(会社名)、申請者の氏名、業務の内容、業務を行う場所及び日時、報酬額(算出方法)が確認できるものを添付してください。
なお、臨時休業期間に係る業務委託契約書等がない場合は、直前の2ヶ月分のものでも差し支えありません。
- ③ 口頭での業務委託契約等であること等により、上記②の写しが提出できない場合は、別添様式第3号「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方向け)業務委託契約等契約申立書」を、申請者及び発注者の合意の上で作成し、原本を添付してください。
- ④ 業務委託契約等の契約を解除してお仕事を休まれた日について、上記②又は③の証拠書類で契約の締結日、発注者の名称(会社名)、申請者の氏名、業務の内容、業務を行う場所及び日時、報酬額の算出方法が確認できない場合は、その日については、支給対象日として認定できません。

7 支給対象日

上記5に「○」又は「●」及び上記6に「○」を記入した日に「◎」を記入の上、「◎」を記入した日数の合計を「支給対象日(数)」欄に記入してください。

8 支給申請額

支給対象期間において、緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置の区域に住所を有している場合は「はい」にチェックを、有していない場合は「いいえ」にチェックを記入してください。

上記が「はい」の場合、「支給対象日(数)」欄に記入した日数に7,500円を乗じて得た額を、上記が「いいえ」の場合、「支給対象日(数)」欄に記入した日数に4,500円を乗じて得た額を記入してください。

【注意】

- ① 申請先は、厚生労働省ホームページや、学校等休業助成金・支援金等コールセンター(0120-60-3999)にご確認ください。
- ② 本申請書は令和4年3月1日から同年3月31日までに仕事を取りやめた日についてのものとなります。(同年5月31日必着)
- ③ 支給審査のため、厚生労働省雇用環境・均等局や申請書受付業者(業者については厚生労働省ホームページを確認願います。)から、発注者・公的機関等に要件確認を行う場合があります。